

# 青森県報

第六百二十六号

令和五年  
六月二十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………(障害福祉課) ……一
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 出先機関
- 液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(青森空港管理事務所) ……二
- 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(同) ……四
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……七
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……七

## 告示

### 青森県告示第四百十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

定により公示する。

令和五年六月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

名	称	所	在	地	指	定
訪問看護ステーション結		五所川原市芭蕉一八の四			令和五・六・九	

### 青森県告示第四百十二号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

氏	名	勤	務	す	る	病	院	等	診	療	科	目	指	定	辞	退
油川	研一	名	称	所	在	地			整形外科				令和五・七・三			
		ひがし整形外科リハビリテーションセンター		青森市浜館三丁目三の二七					整形外科（肢体不自由）							

### 青森県告示第四百十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二十一日

青森県知事 三村 申 吾

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
うち甲の地区 むつ市大畑町八幡湯、坂、湯坂下、孫次郎間、大畑道、二枚橋、釣屋、浜、木野部、佐助川、赤川、涌館、高橋川、小目名村、小目名家ノ下、奈良ノ木平、添木及び袋石の区域	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてえなわ漁業
うち乙の地区 甲の地区を除く区域	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業
	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてまぐろはえなわ漁業
	5 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	6 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	7 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	8 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	9 総トン数十トン以上三十トン未満の漁船により行ういかつり漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	10 底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	11 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	12 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこ籠漁業
	13 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
	14 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてたこたる流し漁業

# 出 先 機 関

## 液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年六月二十一日

青森空港管理事務所長 内 山 竜 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 二百七十キロリットル程度

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年七月十日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。  
六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 ○一七―七三九―二二二一

2 入札書の提出期限

令和五年七月三十一日 午後五時十五分

3 入札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

令和五年八月九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、

売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資  
格を有すると確認された者)に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購

入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札  
書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければなら  
ず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場  
合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕  
様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けな  
ければならず、また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する  
説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加すること  
ができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断した2の(二)の品質  
規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記  
載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当  
たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算し  
た金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)  
をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税  
事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に  
記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to  
be purchased:

Liquid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2023 to March 31, 2024

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. July 31, 2023

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年六月二十一日

青森空港管理事務所長 内 山 竜 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 三百五十トン程度

二 納入期間

令和五年十一月一日から令和六年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書を令和五年七月十日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

2 入札書の提出期限

令和五年七月三十一日 午後五時十五分

3 入開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(二) 日時

令和五年八月九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

十一の3の定めにより落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 購入物品に係る証明書等の審査

(一) 入札への参加を希望する者(五の定めにより、入札に参加する者に必要な資格を有すると確認された者)に限る。以下同じ。)は、入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることについての証明書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の品質規格仕様書を入札書の提出期限までに青森空港管理事務所長に提出し、審査を受けなければならない。また、開札日の前日までに当該品質規格仕様書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明及び内容の変更等に応じない者は当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされしていると判断した2の(二)の品質

規格仕様書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Solid Anti-icer for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2023 to March 31, 2024

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. July 31, 2023

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office  
1-5 Kotani Otani  
Aomori City, Aomori 030-0155  
JAPAN  
TEL 017-739-2121

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長

畑 井 義 徳

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等単位として設けられる支部	届出年月日
参政党青森県支部連合会	酒井 健治	菊山 由美子	三沢市美野原三丁目一五の九ハビネスA号室	○	令和五・五・二四

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野誠後援会	兜森 忍道	山口 佳紀	平川市大字猿賀字浅井一三	令和五・五・二
かねはまあきら後援会	金濱 亨	金濱 亨	八戸市大字糠塚字柳ノ下三の三	五・五・二
くらしと平和をいちばんにする県政をつくる会	諏訪 益一	高柳 博明	青森市千富町一丁目三の二八	五・五・九
大竹進後援会（略称…Peace!）	佐原 若子	堀 幸光	青森市浪岡福田二丁目一三の八大竹整形外科内	五・五・二

市民力+民間力の会	出戸端 勉	青森市長島二丁目一三の五	五・五・三
議員有志の会	清水 悦郎	加藤 博	
	五戸 修介	八戸市小中野三丁目二〇の九	五・五・二四

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長

畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	届出年月日
花田えいすけ後援会（角田 恵司）	代表者 角田 恵司	令和五・五・一
藤森真悦後援会（藤森 健悦）	代表者 葛西 清文	五・四・一
青森問屋町政経クラブ（柳谷 章二）	代表者 柳谷 章二	五・五・九
高橋修一浪岡地区後援会（常田 隆是）	代表者 西 秀記	五・五・一五
政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	届出年月日
藤森真悦後援会（藤森 健悦）	代表者 前田 俊美	五・四・一
花田えいすけ後援会（角田 恵司）	代表者 阿部 光徳	五・五・一
藤森真悦後援会（藤森 健悦）	代表者 齋藤 晴彦	令和五・五・一
青森問屋町政経クラブ（柳谷 章二）	代表者 鎌田 政永	五・一・一
高橋修一浪岡地区後援会（常田 隆是）	代表者 深堀 茂一	五・一・一

高橋修一港町地区 後援会 (工藤 誠一)	代表者	工藤 誠一	佐々木 廣免	五・一・一
関良後援会 (宮越 繁)	主たる事務所の所在地	青森市篠田一丁目八の五	青森市新城平岡一〇九の一	五・五・四
	会計責任者	高階 研吾	船水 俊二	五・一・一

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
工藤義春後援会	角田 幸春	令和五・四・六
松友会	松橋 知	五・五・三
松橋知後援会	伏部内 勲	五・五・三
えと正樹後援会	江渡 正樹	五・五・七
小田桐慶二後援会	小田桐 慶二	五・五・七
畠山敬一後援会	畠山 敬一	五・五・七

青森県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期
佐原 若子	青森市長	大竹進後援会 (略称・Yes Peace!)	青森市浪岡福田二丁目一三の八 大竹整形外科内	令和五・五・二

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松橋 知	松友会	令和五・五・三
江渡 正樹	えと正樹後援会	五・五・七
小田桐 慶二	小田桐慶二後援会	五・五・七

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭